扶桑町心身障害者扶助料についてのご案内

　この手当ては、毎年９月、３月の２回それぞれ月末に、ご指定いただきました。銀行口座に振り込みます。

　なお、所得制限（課税総所得１９２万円）を超えた場合や、次のような届出がなされない場合、手当てが支給されないことがありますので、福祉児童課の窓口に申請お願いします。

1. 変更届
2. 氏名を変更したとき
3. 銀行口座を変更したとき
4. 障害程度（手帳等級）変更したとき
5. 資格消滅届
6. 死亡したとき
7. 町外に転出したとき
8. 施設に入所したとき

　　社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）に定める以下の施設

1. 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）

乳児院、児童養護施設、知的障害者施設、盲ろうあ児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

1. 老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

1. 障害者の日常を生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）

障害者福祉施設

　　※上記の施設にかかわらず、施設入所された場合はご相談ください。

　　（４）障害程度（手帳等級）が受給要件に該当しなくなったとき

３.その他

　（１）超過支払いになった手当ての返納について

　　受給者の方が資格を消滅した場合で、その届出が遅れるなどのために超過して支払われた手当については、返納していただくことがあります。

お問い合わせ先　　扶桑町役場　健康福祉部　福祉児童課

0587-93-1111（内線224）